

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「事業場」という。）に雇用され、製造業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内において、製品を台車で運搬していたところ、転倒し、受傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、D病院に受診し「腰部打撲」と診断され、その後、E病院に転医し加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、監督署長がした障害補償給付を支給しない旨の処分が妥当なものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害後、持続する腰痛は、本件災害に起因する後遺障害であると主張するので、以下、検討する。

(2) 本件に係る医師の見解についてみると、次のとおりである。

F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「既往として、L4／5、L5／S1の椎間板変性を認める。」と述べ、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「腰椎MRI所見ではL5／S1椎間板に変性がみられるが、明らかに硬膜管や神経根を圧迫している所見はみられない。よって、請求人が訴える腰痛は本災害と関連がないものと考えられる。」と述べている。また、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨「(本件災害発生日である)平成○年○月○日X線検査上、L5 - S1の狭小化を認める。平成○年○月○日MRIでL5 - S1の軽度の椎間板ヘルニアを認める。初診時のX線変化から(本件)災害前から認められるものと考えられ、今回の業務上の変化ではないと思われる。」と述べている。

以上みたように、いずれの医師も、「請求人には既存の腰椎椎間板変性又はヘルニアが認められるが、本件災害との関連は認められない。」旨の意見を述べている。

当審査会としても、F医師、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人に残存する腰痛と本件災害との間に相当因果関係は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当するものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。